



## 国際協力推進費の支出基準に関する細則

2019年5月30日 第3回国際活動委員会改定

### (目的)

第1条 本細則は、国際活動委員会規程(0601)(以下、「規程」という)第2条に基づき、国際協力推進費の支出に関し必要な事項を定める。

### (海外で開催される国際会議等の支出負担)

第2条 本会が主催または共催する海外で開催される国際会議等(以下、「海外の国際会議等」という)にかかわる支出で次の各号に該当する支出は、国際協力推進費の予算の範囲内で負担することができる。

- (1) 国内外学術的会合等の主催・共催・協賛・後援等に関する規約(1001-01)第2条(2)に規定する運営委員等が出席する場合、支出の一部
- (2) 本会を代表して、海外の国際会議等に参加する本会関係者の支出の一部

2 前2号の会議参加者は、後日、会議の概要を国際活動委員会に報告するものとする。

### (その他国際協力にかかわる支出負担)

第3条 前条に定める国際会議等以外で次の各号に該当する支出は、国際協力推進費の予算の範囲内で負担することができる。

- (1) 海外の関連学協会との交流、情報交換等の支出  
例：Pacific Nuclear Council (PNC)の年会費、International Nuclear Society Council (INSC)の支出等
- (2) 国際機関が主催する会議に本会を代表して参加する場合の支出
- (3) 若手連絡会(YGN)の海外活動のための支出
- (4) 新規事業の開拓に関する支出
- (5) 部会の国際交流活動支出

### (特記事項)

第4条 国際協力推進費は、海外の講師を招へいする支出に使用してはならない。

### (改定)

第5条 本細則の改定は、国際活動委員会が決定し、理事会に報告するものとする。

### 附則

- 1 平成11年7月22日 第415回理事会決定。同日施行
- 2 改定履歴

- ①平成 15 年 1 月 28 日 第 449 回理事会改定
- ②平成 17 年 6 月 22 日 第 474 回理事会改定
- ③平成 20 年 12 月 5 日 第 1 回国際活動委員会改定
- ④平成 22 年 6 月 2 日 第 3 回国際活動委員会改定
- ⑤2019 年 5 月 30 日 第 3 回国際活動委員会改定

附則

- 1 2019 年 5 月 30 日改定の細則は、国際活動委員会承認の日から施行する。